

山梨県国民健康保険・後期高齢者医療被保険者証記号番号等一覧表

《国民健康保険》

(令和2年4月1日～)

保険者名	被保険者証					保険者名	被保険者証						
	保険者番号	有効期限	色調	記号	番号		保険者番号	有効期限	色調	記号	番号		
十 三 市	甲府市	19.001.7	R3.7.31	うぐいす色		〇〇〇-〇〇〇〇〇	南 巨 摩 郡 摩 中 郡 南 都 留 郡 北 都 留 郡	早川町	19.072.8	R3.7.31	うぐいす色		6〇〇〇〇〇〇
	富士吉田市	19.002.5	R3.7.31	薄紫色		403-〇〇〇〇〇〇		身延町	19.073.6	R3.7.31	うぐいす色		6〇〇〇〇〇〇
	都留市	19.004.1	R3.3.31	うぐいす色		402-〇〇〇〇〇〇〇		南部町	19.074.4	R3.7.31	うぐいす色		6〇〇〇〇〇〇
	山梨市	19.005.8	R3.7.31	うぐいす色		〇〇〇〇-〇〇〇〇		富士川町	19.110.6	R3.7.31	うぐいす色		6〇〇〇〇-〇〇〇
	大月市	19.006.6	R3.7.31	うぐいす色		401-〇〇〇〇〇〇〇		昭和町	19.079.3	R3.7.31	うぐいす色		〇〇〇〇〇〇
	韮崎市	19.007.4	R3.7.31	うぐいす色		〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		道志村	19.097.5	R3.7.31	うぐいす色		975-〇〇〇〇〇
	南アルプス市	19.008.2	R3.7.31	うぐいす色		〇〇〇〇〇〇〇〇〇		西桂町	19.098.3	R3.7.31	うぐいす色		20-〇〇〇〇〇〇〇
	北杜市	19.009.0	R3.7.31	うぐいす色		ホクト-〇〇〇〇〇〇〇		忍野村	19.099.1	R3.7.31	うぐいす色		59-〇〇〇〇〇〇〇
	甲斐市	19.010.8	R3.7.31	うぐいす色		カイ-〇〇〇〇〇〇〇〇〇		山中湖村	19.100.7	R3.7.31	うぐいす色		20-〇〇〇〇〇〇〇〇
	笛吹市	19.011.6	R3.7.31	うぐいす色		20-〇〇〇〇〇〇〇〇		鳴沢村	19.104.9	R3.7.31	うぐいす色		20-〇〇〇〇〇〇〇〇
	上野原市	19.012.4	R3.7.31	うぐいす色		〇〇〇〇〇〇〇〇		富士河口湖町	19.108.0	R3.7.31	うぐいす色		〇〇〇〇〇〇〇〇
	甲州市	19.013.2	R3.7.31	橙色		〇〇〇-〇〇〇〇〇		小菅村	19.106.4	R3.7.31	うぐいす色		1064-〇〇〇〇〇〇
	中央市	19.014.0	R3.7.31	うぐいす色		014-〇〇〇〇〇〇〇〇		丹波山村	19.107.2	R3.7.31	うぐいす色		1072-〇〇〇〇〇〇
	代西 郡八	市川三郷町	19.109.8	R3.7.31	うぐいす色			6〇〇〇〇-〇〇〇	県医師国保組合	19.367.2	R3.3.31	中黄色	

《後期高齢者医療》

保険者名	被保険者証			
	保険者番号	有効期限	色調	被保険者番号
山梨県後期高齢者 医療広域連合	3919〇〇〇〇	R2.7.31	薄緑色	〇〇〇〇〇〇〇〇
		R3.7.31	薄紫色	〇〇〇〇〇〇〇〇

※後期高齢者医療の保険者番号については、27市町村で異なります。

【レセプト請求時等における留意事項】

山梨県における被保険者証記号・番号は、「記号:なし(NULL)」、「番号:ハイフンやカタカナを含めた全ての番号」の取扱いになります。(ハイフンの形式は、全角マイナス(-)でお願いいたします。)

令和2年度の被保険者証記号・番号について、券面が「記号」「番号」と表記されている保険者と「記号・番号」と表記されている保険者がありますが、電子レセプトの請求につきましては、「被保険者証記号」をNULLとし、「被保険者証番号」に全て記録していただきますようお願いいたします。

また、令和3年3月から予定されております医療機関等窓口での被保険者証を用いたオンライン資格確認においても、資格確認端末画面での入力について、「被保険者証記号」を未設定(空欄)とし、全て「被保険者証番号」に入力して資格確認を行っていただく運用となる予定ですので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。(ただし、厚生労働省による仕様変更等により、運用方法が変更となる場合があります。)

なお、オンライン資格確認の導入に伴い、令和3年4月もしくは8月以降、山梨県内保険者の国保被保険者証に枝番が付与されることが予定されていますが、枝番がない場合においても、令和3年3月から予定されております医療機関等窓口での被保険者証を用いたオンライン資格確認は可能となる予定です。

(注)

- 国民健康保険被保険者証、国民健康保険高齢受給者証及び後期高齢者医療被保険者証は毎月確認してください。
- 被保険者証の有効期限については、被保険者によって変更になる場合があります。
- 後期高齢者医療については令和2年7月に再判定を行い、全ての被保険者に対して、新しい被保険者証が交付されます。被保険者証の確認を必ず行ってください。
- 後期高齢者医療については、広域内で市町村の異動があった場合、保険者番号等が変更となります。なお、この場合は、それぞれの保険者番号ごとに診療(調剤)報酬明細書を作成することとなります。
- 法定外給付については、被保険者証等で確認のうえ、法定給付と請求書を分けて提出してください。
※国民健康保険中央会ホームページ「統計情報-医療費速報-法定外現物給付一覧」(<http://www.kokuho.or.jp/>)でも閲覧できます。
- 県外保険者(全国決済制度)分も併せて本会に請求してください。
- 振込銀行等指定金融機関の変更は、特別の場合(新規開設又は住所移転等)を除き、本会への申し出を4月1ヶ月間とさせていただきますのでご注意ください。
- 保険医療機関及び保険薬局等の廃止等の理由により、住所変更をする場合はご連絡ください。
- 番号欄の〇は最大桁数を示しております。
- 診療報酬請求書等の受付切日は、毎月10日(土曜日、日曜日、祝祭日も同様)午前8時30分から午後5時15分までです。(郵送で提出の場合は、10日必着でお願いいたします。)
- オンライン請求受付運用期間は、オンライン請求システム上でご確認ください。

山梨県国民健康保険団体連合会
〒400-8587 甲府市蓬沢一丁目15番35号 山梨県自治会館 四階
電話 055(223)2112 【過誤及び重度心身障害者医療費助成に係ること】
055(223)2114 【診療報酬明細書の審査及び返戻等・再審査に係ること】
【保険医療機関等の登録に係ること】
FAX 055(233)1204
山梨県国民健康保険団体連合会ホームページ <http://www.ymnkokuho.or.jp>